

令和4年第3回臨時会議事日程（第1号）

令和4年8月10日（水）

午前11時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 報告第7号 専決処分の報告について（令和3年度吉富町宮幸子団地住戸改善・外壁等改修工事（2期工事）契約変更）

日程第4 議案第36号 令和4年度吉富町一般会計補正予算（第4号）について

日程第5 議案第37号 令和4年度吉富町水道事業会計補正予算（第3号）について

会期日程表（案）

目次	月日	曜	区分	開議時刻	摘要
第1日	8月10日	水	本会議	午前11時	開会 会期の決定 提案理由の説明 質疑、討論、採決 閉会

令和4年第3回吉富町議会臨時会会議録（第1号）

招 集 年 月 日	令和4年8月10日		
招 集 の 場 所	吉富町役場二階議場		
開 会	8月10日 11時00分		
応 招 議 員	1 番 角畑 正数	6 番 太田 文則	
	2 番 向野 倍吉	7 番 梅津 義信	
	3 番 中家 章智	8 番 岸本加代子	
	4 番 矢岡 匡	9 番 横川 清一	
	5 番 山本 定生	10番 是石 利彦	
不 応 招 議 員	なし		
出 席 議 員	応招議員に同じ		
欠 席 議 員	不応招議員に同じ		
地方自治法第121 条の規定により説明 のため会議に出席し た者の職氏名	町 長 花畑 明 未来まちづくり課長 和才 薫 総務財政課長 奥本 仁志	上下水道課長 奥家 照彦 建設課長 軍神 宏充 建設課主幹 南 博己	
本会議に職務のため 出席した者の職氏名	局 長 鍛冶 幸平 書 記 西岡 恵		
町長提出議案の題目	別紙日程表のとおり		
議員提出議案の題目	別紙日程表のとおり		

午前11時00分開議

○議長（是石 利彦君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

ただいまから、令和4年第3回吉富町議会臨時会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（是石 利彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に横川議員、角畑議員の2名を指名いたします。

日程第2. 会期の決定について

○議長（是石 利彦君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、お手元に配付の会期日程表（案）のとおり、本日8月10日の1日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日8月10日の1日間に決定いたしました。

これから議事に入ります。

日程第3. 報告第7号 専決処分の報告について（令和3年度吉富町営幸子団地住戸改善・外壁等改修工事（2期工事）契約変更）

日程第4. 議案第36号 令和4年度吉富町一般会計補正予算（第4号）について

日程第5. 議案第37号 令和4年度吉富町水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（是石 利彦君） 日程第3、報告第7号から、日程第5、議案第37号までの3案件を一括議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（花畑 明君） 本日、令和4年第3回臨時議会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともに大変御多用の中を御出席いただき、誠にありがとうございます。

このたびの臨時議会には、報告案件1件、予算案件2件の計3案件についてを御審議願いたく、御提案するものであります。

提案理由について、御説明を申し上げます。

報告第7号は、専決処分の報告についてであります。

令和3年度吉富町営幸子団地住戸改善・外壁等改修工事（2期工事）の契約変更について、令

和4年7月5日付で、町議会の委任による専決処分をしたので、法の定めるところにより議会に報告をするものであります。

議案第36号は、令和4年度吉富町一般会計補正予算（第4号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億2,026万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を37億2,809万2,000円とするものであります。

今回の補正予算には、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業をはじめ、物価高騰に伴う町営住宅の改修費用の増額や、かわまちづくり事業の補助金交付の前提となる緑の基本計画策定など、9月の定例町議会を待たずに、町民皆様のためにも、一刻も早く取りかかりたい事業に要する経費を計上をしております。

歳入の主なものは、10款1項地方交付税で3,895万1,000円の増額、14款2項国庫補助金で7,281万4,000円の増額、歳出の主なものとしましては、4款3項水道事業費で1,321万8,000円の増額、7款1項商工費で7,256万2,000円の増額、8款4項都市計画費で1,540万円の増額などとなっております。

議案第37号は、令和4年度吉富町水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

水道基本料金の3か月の減免を実施することに伴い、収益的収入及び支出にそれぞれ19万8,000円を追加をし、収益的収入総額を1億5,165万8,000円、収益的支出総額を1億4,419万2,000円とするものであります。

以上、提出議案については、いずれも行政運営上、大変重要なものであります。何とぞ慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 提案理由の説明が終わりました。

日程第3、報告第7号専決処分の報告について（令和3年度吉富町営幸子団地住戸改善・外壁等改修工事（2期工事）契約変更）を議題といたします。

担当課長に報告を求めます。南建設課主幹。

○建設課主幹（南 博己君） それでは、報告第7号について御説明させていただきます。

○議長（是石 利彦君） 着座でどうぞ。

○建設課主幹（南 博己君） 議案書の1ページをお開きください。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、指定された町長の専決事項の規定（平成21年3月23日議決）に掲げる議会の議決に付したる契約または製造の請負契約を変更する場合に、変更額の累計が500万円以下において、増額または減額することについて、議案書2ページの専決処分書のとおり専決処分をいたしましたので、同法第180条第2項の規定に基づき御報告するものでございます。

提案理由といたしましては、令和3年度吉富町営幸子団地住戸改善・外壁等改修工事（2期工事）について、令和4年1月5日の臨時議会において、契約締結についての御議決をいただき工事に着手いたしました。が、工事着手後、押し入れ内の裏側のベニヤ板等の腐食や損傷が激しい箇所等の補修等、見直しを行う必要があったため、180万7000円の増額となり、当初契約金額1億671万2,100円から変更契約金額1億851万2,800円に変更したものであります。このことから、地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告するものであります。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 以上で、報告、説明を終わります。

日程第4、議案第36号令和4年度吉富町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

これから、ページを追って質疑に入ります。

補正予算書、1ページ。歳入、2ページ。歳出、3ページ。

次に4ページ、第2表、地方債補正、5ページ、事項別明細書、総括、歳入。6ページ、同じく総括、歳出。

次に、歳入7ページ。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 皆さん、おはようございます。すいません、7ページ、歳入で14款国庫支出金の3目の土木費補助金で社会資本整備総合交付金の、今回、町営住宅分が139万5,000円、こちら、国庫補助のほうが増額になっているんですが、説明であったように、今回みたいに後から物価が上がったとか、建築の中身が変わったとして、最初に申請している補助決定額が出ていると思うのね。上がった分で、後から補助額が増えるとか、これ、45%、国庫補助が45%って、最初に比べたら、例えば44%の比率だったら残り1%は後で増額になった分で、後からでももらえるもんなんですか。そこを教えてください。

○議長（是石 利彦君） 南主幹。

○建設課主幹（南 博己君） 御説明を申し上げます。

今、議員の言われた国庫補助金139万5,000円の増額について、同様に補助対象事業費の45%が国庫補助金として要望、国、県のほうへ要望いたします。

年度途中で、事業費、補助対象事業費のほうが増額になった場合、12月以降に変更要望等が県のほうから出されます。そのときに値上げをいたしまして、国、県の予算の範囲内で変更の額になることがございます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 後からでも変更になる可能性もあるという、可能性があるという

ことなんで、ただ決定ではないということになるんですかね。

○議長（是石 利彦君） 南主幹。

○建設課主幹（南 博己君） 今、県のほうから、国費の内示金額は来ておりますので、今現在、139万5,000円の増額をして、内示金額1,994万4,000円の内示をいただいております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに。今、7ページですかね。歳入全般について御質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 次に、歳出に入ります。歳出、8ページ、9ページ。8ページ、山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 8ページの商工費で、先ほどの説明、補足資料とかその説明はあったんですけど、そのときに商品券事務委託料の中で、これが製作、そのチケットの製作費とか人件費というそういったところ、どこに支払う分なのかなと思って。

○議長（是石 利彦君） 地域振興課長。

○地域振興課長（軍神 宏充君） 現在、商品券事業事務委託につきましては、プレミアム商品券であったり、キャッシュレスの商品券を行っておりますので、商工会のほうとは協議をしております。

内容につきましては、商品券の製作であったり事業所の募集であったり、町民向けのチラシの製作ということに関しましては、過去の実績等がありますし、印刷会社との、最も安い安価な方法で契約できるのではないかとということで、商工会との協議になっています。

また、換金の手数料につきましては、最も安価な方法でできるように、今後、また協議を重ねていく必要があるかと思っております。

例えば、町が直営で換金を行ったり、町のマンパワーが足りないときには、派遣会社のほうから派遣していただいたり、難しいかもしれないですけど、会計年度任用職員のほうを雇用して、またそちらで、町が直営する方法であったり、またそういうような形で詰めていく必要があらうかと思っております。

以上であります。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 何で、これ聞くかと言うと、事務員っていう話があったんで、まちづくり会社を、これ、利用できんもんかなと思って。町が大体委託するためにつくっているのが第3、3セクみたいなまちづくり会社に、そこにさせたりとかできんのかなって、ちょっと思ったんで、ちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（是石 利彦君） 軍神課長。

○地域振興課長（軍神 宏充君） 内容につきましては、換金事務手数料、こういう形のところでできないこともないかとは思いますが、そちらも、今後、ちょっと協議の上、詰めていきたいと思っています。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかにございませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 4款1目18節です。水道事業補助金に関連して、今回の減免の対象から外れる、つまり上水道を引いていない世帯というのは、どのくらいあるのでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 奥家課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） 上水道を引いていない家庭というのは、統計的に世帯数や、現在の給水人口等から統計的に割り出すと、約9%ぐらいが水道を引いていないという、そういった結果になるんですが、ちょっと具体的に考えてみますと、1つの家に1つのメーターがついて、実は、その1つの家の中に世帯が2つ世帯がある場合があるんです。いわゆる高齢者の方たちなんか、いろいろ保険料の関係で世帯を分けている場合があります。こういったものも1世帯としてカウントされますので、統計的に割り出した、給水の普及率は91%、差し引いた9%が水道を引いていないというような結果にはなるんですが、私は、もっと多くの方が水道を使われているというふうに思っております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに。太田議員。

○議員（6番 太田 文則君） 単純な質問で申し訳ないんですけども、7款商工費2目の商工業振興費の中の18節、吉富町応援商品券事業助成金1万円の分なんですけれども、これ、商工会が毎年発行している商品券がありますよね。例えば5,000円の商品を買って1万円の商品券を使おうとした場合は、お釣りは、今回も出ないんですよね。そういう認識でよろしいのでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 軍神課長。

○地域振興課長（軍神 宏充君） 議員がおっしゃるとおり、今現在のところ、出ないということ考えております。

券につきましては、プレミアム商品券と併せて、町民の方も混乱するといけませんので、1,000円の券という形で考えております。

○議長（是石 利彦君） よろしいですか。9ページ。横川議員。

○議員（9番 横川 清一君） 9ページの下の木費4項の都市計画費3目公園費12節委託料の緑の基本計画等について、ちょっと説明をお願いします。

今回、一般財源で1,540万円、緑地の保全及び緑地の推進に関する基本計画の作成ということですが、大体いつ頃に、これを確定させたいという、多分、執行部のもくろみがあるかと思うんですが、そのプロセスといいますか、今後の流れ、いついつこれを策定して、国に申請して、いつ頃許可を得たいとか、最終的にこの事業、補助事業を確定させるためのスパンですね、期間。その間に、この計画以外に、また何か策定して、策定しなければならないのかどうか、その点について説明をお願いします。

○議長（是石 利彦君） 南主幹。

○建設課主幹（南 博己君） 御説明申し上げます。

緑の基本計画につきましては、国庫補助事業を実施するために、まず、必須事項といたしまして、この項目を策定しなければいけないこととなっております。

これにつきましては、令和5年度以降の国庫補助事業を活用することを目指して、本年度中の作成を目指してやっけていこうと思っております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 横川議員。

○議員（9番 横川 清一君） それともう一つです。それまでに確定させるために、この緑の基本計画以外に、また何か計画案を出さなきゃいけないということはないでしょうかという質問ですが。

○議長（是石 利彦君） 南主幹。

○建設課主幹（南 博己君） 緑の基本計画以外の計画の策定は今現在ございません。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 同じく、今の緑の基本計画及び事業評価資料等作成業務でお聞きしたいんですが、先ほど、ちょっとお聞きした、3億円のかわまちづくり事業を、補助事業をするために、まず最初に、国に、この計画というものをつくって、それを認めてもらった上で、この3億円というものが出てくるという話でお聞きしたんですけど、ということは、この一応、1,500万円は、3億円の中には含まれない、あくまでも町としての計画をつくるお金であって、これは補助対象にならないということではないんですか。

それが一点と、もう一点、この費用対効果というのが出るので、こういう事業に費用対効果というのは当てはまるのか、何をもってして費用対効果っていうのか、ちょっとそこ、微妙に分らないんで、お金を出すのではないよね。ここで言う費用対効果というのは、どういうものなのかというの、その説明をお願いしたいんですが。

○議長（是石 利彦君） 南主幹。

○建設課主幹（南 博己君） まず、1点目につきましては、議員が言われたとおりでございます。

2点目につきましては、費用対効果につきましては、整備事業費に対して、どのくらいの収益があるかという便益性を求めるものでございます。

基本的には便益性は、率としまして1以上の数値が出るのが理想ではございますが、公園事業となりますと、なかなか収益につながらないこともございます。公園整備を行ったことにより、利用者数の増加や公園に立ち寄った方の満足度を推計することにより、今回、費用対効果に結びつけたいと思っております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） ということは、あくまでも、さっき基本、聞いたように、そこでお金を生み出すものではなくて、こういう場合は住民が満足したということを経済的に換算してという数字で出せばいいということだよね。が一点と、もう一個は、今回の、このかわまちづくりというのは、中津と吉富と上毛町と山国川河川事務所が入ってする事業と最初に説明を受けているんやけど、ということは、今回のこの計画自体は、今、言った3市町村と1団体が、合わさってつくる資料なのかな、それとも吉富だけのものなのか、ちょっとそこを教えてください。

○議長（是石 利彦君） 和才課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 計画の面につきましては、私のほうからお答えさせていただきます。

今回のかわまちづくり事業の、吉富町の工事に関わる分につきましては、この補助事業につきましては、吉富町独自の国への申請ということでございます。

ちなみに、全協のほうで南主幹が国のほうの本庁の職員と協議をしたということ、補足の説明になるんですが、これ、私も熊本の農政局に、国の官僚の、若手官僚ですね、一堂に会するという機会があるということを知りましたので、私も一緒に同行して、国の国交省の若手の4名の各部署の担当係長が直接来ております。

その中で、うちの説明をじっくりと説明、計画の説明をさせていただいて、最も補助率の効率のいいものが、今、予算で上げている、この補助事業が2分の1補助、これが最もとつきやすく、かつ確実な補助の、高額な補助が受ける。そして、その補助裏で、いい起債事業、交付税措置のつくような起債も受けられる、これが最も吉富町で適しているのではないだろうかということの御指南をいただきまして、ただ、その一番条件のいい補助を使うためには、最低条件として緑の計画、そして、これは補助事業、国庫補助事業を受けるときは必須なんです、先ほど言いました費用対効果を表す、この計画です。これを、今、国庫補助を受けるときは、必ずこれがご

ざいます。それを併せて今年度作成をしてという条件をいただいて、今年度中に作成するのであれば、来年度からの補助を検討していただけるというお話をいただいて、急遽、これを上げさせていただいて、2分の1の補助、そして有利な起債を受けるために、今回、させていただいたというところでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 今、説明を受けたので、何となく想像ついたんですけど、先ほど、僕が聞いたの、その中津、上毛、山国川河川事務所の話をしたのは、この3億円の事業規模というのは、吉富に対する3億円なのか、この3自治体とプラス1団体の、これに対しての3億円という補助事業なのか、ちょっとそこが確認したかった。

○議長（是石 利彦君） 南主幹。

○建設課主幹（南 博己君） 事業費3億円というのは、吉富町でのかわまちづくり事業での事業費になります。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） ほかに。向野議員。

○議員（2番 向野 倍吉君） 8款4項都市計画、8款の土木費の委託料、同じく緑の基本計画です。

ここで、この計画、詳しくは読んでいないんですけども、緑の大切さというか、それをつくることによって、現在、吉富町にも水田とかがあるんですけども、それがなくなったりすることによって、吉富は、今後、定住移住を促進するんですけども、その中で、これをつくることによって、そういう住宅の開発とか、そういうのが阻害されたりとか、そういうことはないのかということと、吉富町の1人当たりの公園面積といいますか、そういうのが何となく、この法律にはあるのかなと思っているんですけども、今度、これがあることによって、公園たくさん造らなくいけなくなったりとか、そういうことはないのかなと思って、2問、お願いします。

○議長（是石 利彦君） 南主幹。

○建設課主幹（南 博己君） 御説明申し上げます。

緑の基本計画につきましては、将来、どのように緑を守り、つくり、育てるかについての方針を定めるものでございます。

議員が申された水田、土地なんですけども、それについても、農地まで制限をかけるような計画にはならないものと考えております。

また、本町の1人当たりの公園面積は、約50平米あります。福岡県の平均では、1人当たりの公園面積は約10平米未満であり、本町はその5倍の面積を有しておりますので、同じく農地

まで制限をかけることは計画にはならないものと考えております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） ほかに。矢岡議員。

○議員（4番 矢岡 匡君） 同じところですけど、策定にあたって公聴会なりを、また開催ということになるのではないのでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 南主幹。

○建設課主幹（南 博己君） 御説明差し上げます。

緑の基本計画策定時点で、公聴会の開催等、住民の意見を反映させるために必要な措置を講じるように努めるものとする一文ありますので、今回は公聴会までは考えておりません。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 矢岡議員。

○議員（4番 矢岡 匡君） 最近、新聞で見たんですけど、築上町で補助を受けることが、学校の校舎かなんかだったと思うんですが、そういった記事を読みました。

それで、もともと、かわまちづくり支援制度とかいうのがあって、その制度に登録というのは、そもそも済んでいるんでしょうかということをお聞きしたいと思って。

○議長（是石 利彦君） 和才課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） すいません。今、私、その登録というのは、今、正直存じ上げてはいなかったんですが、この吉富町のかわまちづくり事業につきましては、吉富町、中津市、上毛町、国交省、その4つの連携として、国から、かわまちづくり事業、山国川かわまちづくり事業ということで、国の認定証というのはいただいているところではございますが、今、議員がおっしゃった登録というのは、すいません、ちょっと私たち、今、存じ上げてなくて、初めて聞いたような状況でございますので、特段、何かに登録というようなことは、今現在やってはいないとは思っています。

○議長（是石 利彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） では、歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 歳入歳出全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 10ページ、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 以上、補正予算書全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第36号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第36号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて、質疑、討論を終わります。

これから、本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第36号令和4年度吉富町一般会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第5、議案第37号令和4年度吉富町水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これから、ページを追って質疑に入ります。

補正予算、1ページ。補正予算実施計画、2ページ。予定貸借対照表、3ページ、4ページ。補正予算明細書、5ページまで。

以上、補正予算書全般について御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま、議題となっております議案第37号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第37号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて、質疑、討論を終わります。

これから、本案を採決いたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第37号、令和4年度吉富町水道事業会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（是石 利彦君） 以上で、今期臨時会に付議された事件は、全て議了いたしました。

ここで、町長より議員の皆様にご挨拶がございます。町長。

○町長（花畑 明君） お礼の御挨拶を申し上げます。

本日は、臨時議会を招集させていただきましたところ、御多用の中、御出席をいただき、また執行部が御提案いたしました全ての議案に対しましても提案どおり御議決を賜り、誠にありがとうございました。

御承知のとおり、現在、新型コロナウイルスの第7波、そして燃料代や物価の高騰が私たちの生活に重くのしかかっております。併せてウクライナ情勢にも心が痛む日々は続き、大変厳しい非常事態とも言えるような社会情勢となっておりますが、このようなときこそ、町民誰もが安心して前を向いて生活できる、そうした環境を整えることが、私たち行政に与えられた責務であると考えております。

今回、御議決をいただきました1人1万円の商品券の交付、そして水道基本料金の3か月の減免につきましても、町民の皆様にも少しでも安心と笑顔をもたらすことができるような明るい話題をお届けしたいと、こうした思いを込めて、早速準備を進めてまいります。

また、今年は猛烈な暑さが続く中、大変厳しい夏となっておりますが、この暑さにも負けない熱い情熱を持って町政運営に励んでまいりますので、引き続き、議員皆様方のお力添えを賜りますことを心からお願い申し上げます。

また、月日のたつのは早いもので、もうすぐお盆を迎えようとしています。何かと慌ただしさの中に、この暑さもしばらくは続くことと思いますので、お体にはくれぐれも御自愛いただきますようお願いを申し上げ、甚だ簡単ではございますが、お礼の御挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

○議長（是石 利彦君） これをもちまして、令和4年第3回吉富町議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時36分閉会
